資料５

委員会条例の一部改正について（案）

　第１７号議案「大阪府組織条例一部改正の件」等が可決された場合、委員会条例第２条に規定する常任委員会の所管を次のとおり改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 　改　　正　　前 | 改　　正　　後 |
| **総務常任委員会**　副首都推進局に関する事項　政策企画部に関する事項（危機管理及び安全なまちづくりに関する事項を除く。）　総務部に関する事項　財務部に関する事項　会計局に関する事項　他の常任委員会の所管に属しない事項**府民文化常任委員会**　万博推進局に関する事項　スマートシティ戦略部に関する事項　府民文化部に関する事項**（教育に関する事項を除く。）**　ＩＲ推進局に関する事項**教育常任委員会**　**府民文化部のうち教育に関する事項**　教育委員会に関する事項 | **総務常任委員会**　副首都推進局に関する事項**（公立大学法人大阪に関する事項を除く。）**　政策企画部に関する事項（危機管理及び安全なまちづくりに関する事項を除く。）　総務部に関する事項　財務部に関する事項　会計局に関する事項　他の常任委員会の所管に属しない事項**府民文化常任委員会**　万博推進局に関する事項　スマートシティ戦略部に関する事項　府民文化部に関する事項　ＩＲ推進局に関する事項**教育常任委員会**　**副首都推進局のうち公立大学法人大阪に関する事項**　教育委員会に関する事項 |

　※施行日は、令和６年１月１日